

Save The Tropical Forests



森の通信

2007.4.17



▲ 食番のギボン (タンジュンブティン国立公園で)

CONTENTS

- 3p... people ② 森田一行さん
- 4p... '07年ウータン活動方針
- 5p... ラミンキャンペーン報告 ⑮
- 7p... 違法伐採対策推進国際セミナー
参加報告・相楽美穂
- 世界の森林ニュース 10p
- アジアの森林保全を向う 11p
高橋 奨
- 世界遺産の圏縁 ① 13p
佐久間 香子
- いそいそ紹介 井下祥子 18p
- 会計より 19p

—2007年ラミンをワシントン条約保護種 I (全商業取引禁止)へ—

2006年10月末、EIA・Telapakなどがラミン材について2007年6月のワシントン条約会議付属書 I (全商業取引禁止)の要請をしていることが分かった。11月に日本へ招請した Telapak のヤヤット氏は「ラミンを CITES I に登録要請したことを日本でいうのを忘れた。まだ決まりでもないのです、」と後日談。だが、ウータンで初期に Malaysia の同じ仲間と【ラミン販売停止依頼】を求めた S 社が、ワシントン条約保護種 I にすることを賛同しているのだ。シンガポール輸入企業の8割がラミン停止を決める。世界も変わった。

但し2006年に半島マレーシアから2万m³、サラワク州から22000m³、そしてサバ州からも3000m³もラミンを輸出していることが Telapak らの Report で判った。インドネシアの林業大臣や政府高官が、インドネシア各地に行き違法材停止を訴えても、まだ闇夜をくぐってラミン等の違法伐採木がインドネシアからマレーシアへ今も運ばれている！

【ウータン活動報告】

- 2006・11・25 インドネシア国立公園等で違法伐採されているウリン(ボルネオ鉄木)をインドネシア林業大臣は、2006年3月に「ウリン輸入禁止措置」の政令を公布したことを確認。
- 12・1 違法伐採材メルバウにつき FOEJapan、パプア・ソロモンの森を守る会と日本での対策打合せ——停止なければ2007年より3団体等で【違法メルバウ停止行動】へ実施を確認。日本の使用企業の大半リストアップ済・西岡。
- 12・2 東京都のウリン材輸入の有数企業訪問し、ヒアリング。輸入大手企業はインドネシアでウリン材輸出禁止措置出した事を知らず。同材貰う。
- 12・2 名古屋 NGO で『違法材ラミン停止について』を講演／西岡。
- 12・16 気候ネットワーク、集会に参加。
- 12・22 都道府県へ「ラミン、ウリン、メルバウ違法材使用有無・対策等」の質問送付。
- 2007・1・16 『通信ウータン』発送。
- 1・19 ウータン、ラミン調査会合同会議開催。
- 1・20 大阪近郊のウリン材調査・西岡。
- 2・11 ウータン総会。ラミンがワシントン条約 CITES I へ採択可能性報告。
- 2・20 ウータン、ラミン調査会合同会議で、ramin 停止企業が475社。2006年印刷の『Final Trade Ramin』で375社と報告した企業数の誤り発見。
- 2・25 関東の横浜ベイマリーナ、新宿高島屋ウリン調査／西岡。
- 2・26 東京都議会上ウリン調査、東京都環境局へウリン使用停止依頼。
- 2・26-27 全木連主催の『違法材対策国際セミナー』に参加／相楽、西岡
- 2・27 インドネシア・タンジュンブテイン国立公園等の違法伐採や NGOs と連絡／中村
- 3・3 ウータン、国連・高橋氏講演の「アジアの森林保全を問う」講演会開催

People Save the World's Forest! ②

—STOP 違法伐採! Mr. ジャパニーズガバメント—

森田林野庁木材貿易対策室長



森田一行室長は、ほぼ5年にわたり日本政府の違法貿易対策を推進してこられた。森田氏がいなければ、ここまで日本、EU、アメリカ等の国際的な違法材対策が進まなかっただろう。国際会議の中で、氏の姿が見えないとき、「森田はどうした?」とよく聞かれる。全国どこでも「引っ張りだこ」だ。

違法伐採対策チーム長を兼任されていた時、多忙にもかかわらず、ウータンの講演もしていただいた。今回、2007年2月に全国木材連合会主催の『違法伐採対策推進国際セミナー』の基調講演者であり、報告後に撮影させてもらった。

森田氏は、インドネシアでもフィールドワークを長年こなされ、現在も国際会議の交渉となれば借り出されるらしく不在が多い。生態学会にも論文を書いておられる。

(写真・文責/Nishioka)

2007年 ウーター活動方針～「違法伐採木・ラミン、ウリン、メルバウ! 絶滅種を守れ!」

事務局長・西岡良夫

1. 「違法伐採木不使用へ自治体・企業キャンペーン」・「やれば出来る! 違法材停止」の継続

①「【政府調達違法材排除】へ自治体・企業調査やキャンペーン」・(昨年に続ける)

- A) 自治体の現状—05年都道府県へ質問で「違法材使用停止宣言検討」「指名停止検討」の自治体も。
- B) 政府・06年4月に政府は公共調達材『違法材排除』方針で、ウーター06年公共材調査を実施。
- C) 輸入ルート・港の割り出し・1) 木材業者以外にも協力依頼? 2) 港湾調査

②「希少種ウリン材停止キャンペーン」(新規)・日本で公共事業多使用—自治体・企業へ停止依頼

- A) 現状・*06年インドネシア政府の輸入禁止措置、企業知らぬ! *サラワクも保護種! *輸出激減!
*ボルネオ中心に生息・希少樹種 *全国公共事業100箇所以上に使用! *デッキに多く使用
- B) 企業 *三井物産、双日建材、細田木材、網中木材、パナホーム、名鉄不動産等 約200社。

③「違法材メルバウ材停止キャンペーン」(新規)・ほぼ調査完了でキャンペーンを

- A) 現状・*違法と知らない、*床材に利用 *インドネシアルート、中国ルート、北欧ルート
- B) 企業・約110社、スウェーデンホーム、トヨタホーム等、行動計画はFOEジャパン、パプア・ソロモンの森を守る会で調査・キャンペーン・話し合い、C) 違法伐採を知らせる集会や宣伝

④「違法材ラミン停止企業キャンペーン」(完結編)・継続

- A) 未回答企業100社へ・3月以降、回答依頼。 B) 随時行動を実施

⑤「違法材停止国際キャンペーン」・A) 海外NGOと連携、海外企業等へ停止依頼、インドネシア等

⑥違法伐採問題、「停止宣言自治体・優良企業」、消費者への広報・昨年出来ず今年はやる!!

⑦「原産地証明・樹種表示」の明示へ取り組み・(1 昨年からの課題)

⑧政府等や国際機関等へ働きかけ・継続 (メルバウ、ウリンの使用停止を海外各国にも求める)

2. 「反違法伐採・原生種植林・原生林保護へのエコツアー」の準備・今年からの新企画(新規)

①違法伐採停止し、オランウーターが戻るインドネシアのタンジュン・ブテイン国立公園周辺から

タンジュン・ブテイン公園の他、Sebangau N.Park, Lamandau National Reserve, Mawas N. Parkへ調査も

②目的・A) 違法伐採問題を広く日本市民に宣伝、B) インドネシア等NGOと広く交流、C) 原生種植林を拡大、D) 原生林保護も視野にする、E) 違法材仕事より優れる事を知らず F) 場所は卓越

③海外NGO—Telapak, Forest Watch, Yayasan, Friends of National Park Foundation など

3. 原生林保全、熱帯材使用削減への働きかけと原生林での村づくりのサポート (SCCと連携)

①原生林保全へ現地調査とプナン人の村づくりのサポート (今年は状況確認)

②原生林材使用調査、 ③MTCC(マレーシア木材評価基準)の検討対策

4. 「フェアウッド材普及を」・国産材利用と違法伐採対策・原生林の保護へ行動の検討

①「日本型森林認証木材」の利用PR、HPなど・(FOE地球の友らと連携)

②各都道府県・森林担当者と話し合い等 ③「枝打族」 ④認証材チェック

5. その他の各種取り組み

- ①新メンバー加入 ②「熱帯材不使用を! 選挙板キャンペーン」・参議院選挙等 ③製紙・アブラヤシ
- ④資料収集、⑤新HP立上げ、⑥各大学等へ講演依頼・1) 違法材問題PR 2) 若者の参加を

6. 財政・予算等

- ①財源の拡大、②Tシャツ等作成、③「救援基金」・本年度プナン簡易診療所建設へカンパ依頼

《やれば出来る！ラミン材・ 違法材停止⑮》国際キャンペーン(9)

—インドネシアも違法材停止が主流に！

事務局長・西岡良夫

【違法材停止は国際潮流だ！】

流れは大きく変わった。

違法材対策の強化が、国際会議の舞台でも【持続可能な森林経営】の重要課題の1つとなった。ITTO(国際熱帯木材機関)の今後の計画にも重点課題とされ、UNFF(国連森林フォーラム)の舞台でも同じなのだ。

前回、「ラミンの森にオランウータンが戻った！国際活動の成果！」と書いたようにインドネシアでは、違法材対策が大きく変わりだした。

中カリマンタンのタンジュン・プティン国立公園は野生のオランウータンを運がよければ見れた所だった。だが1990年初めからラミン、ウリン(ボルネオ鉄木)などの違法伐採が横行し、火災などもあり、オランウータンのほかテングザル、ギボンなどボルネオ固有種も危機的状況に追いやられていた。

国際的な違法材停止キャンペーンで、多くの国は「合法でフェアな木材でないと使用しない」と変わった。闇ルートに流れる木材で国際市場が荒らされていると認識し、政策を変えたから。

国立公園や保護区で違法な伐採し、税金もほとんど払わない木材マフィアや国家的犯罪者に断を下し始めた。既に闇の木材王ラシッドが牛耳っていたタンジュン・プティン国立公園では、大半の違法伐採企業が締め出され操業できない。同公園から木材はクマイ町に運ばれ、同町で製材所が5つあったが、今は1つになった。



▲保護されたオランウータンの親子(タンジュン・プティン公園)

【ラミンをワシントン条約保護種Ⅰへ】

タンジュン・プティン公園だけでなく、セバンガウ(Sebangau)国立公園のメインの川沿いでも違法伐採が停止。昨年11月に招聘したインドネシアNGOのTelapakのヤヤット氏は、「06年6月にセバンガウ国立公園で今も違法伐採」と報告してくれたが、突然、停止が始まった。これは昨夏以降の国家森林警察の強化やNGOのパトロールによるものだ。豪州オランウータン・サバイバルが近況をHPで伝える。

「驚きだ。セバンガウ川で主の違法伐採は停止。5年以上公園で違法伐採が繰り返されていたが最近、NGO、警察などで違法の動きが停止した。セバンガウ公園の大半の違法伐採はすぐに終わる！(logging will end soon)」

昨10月末、インドネシア環境大臣とオランダ環境相は、同公園を視察。オランダの大臣は、「とても良い所を見た。違法伐採や火災が原因の公園管理に援助をおしまない」と。近くのマウス国立公園の1部でも違法伐採が停止した。

昨年10月からインドネシア林業相、環境相、政府高官は【違法伐採禁止】徹底に各地を廻っている。だが違法伐採対策に人が足りない。

10月末、TelapakとEIAは、「06年マレーシアがラミン輸出は45000m³も。違法だ！今年のワシントン条約保護種Ⅰにラミンを提案する」と。これはダメだ、どうするマレーシア。

【ウリンはインドネシア06年輸出禁止に】

ウリン（ボルネオ鉄木）は日本では各企業が「96年にインドネシアが輸出再開しています。非常に硬い材で、自然派の住宅に向いています」とデッキを中心に堂々と販売している。

だがこのウリンは、2006年3月に輸出禁止となったのだ。但し、「ウリンは地元住民が保護をすれば一部の伐採可能であるが、州外や輸出は禁止」と林業相の通達だ。

私たちとTelapakの2005年の合同調査で、ラミンと同様に国立公園から伐採されていると判明した。その結果を含めインドネシア政府に輸出禁止を申し入れていた。なぜならウリン材は、インドネシアで屋根や多くの材料として重宝され、人々が多く使用する木材なのだから。過伐、違法伐採のためなくなっていたのだ。

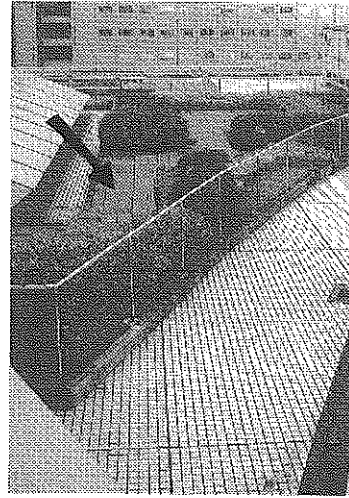
そこでウータンでは緊急に06年6月から国内で流通している企業調査を開始した。

判明したことはラミンと同様に、主な輸入企業は【違法材らしい】と判っているながら、「輸入禁止でないからOK」と販売しているのだ。商社は知る筈だが、中小の輸入企業はこの【輸出禁止策】を知らない！昨年12月に東京都の輸入量が多い企業を廻るが、輸出禁止を知らず、1社はウリンの見本もプレゼントしてくれた。

現在250社以上がウリンを使用。大手の住宅関連の企業も販売している。輸入企業大手はS建材、S物産、H木材工業、A木材、N木材、他にS不動産、O組、D通、M不動産、Rべ。

私たちは今年、大半が違法伐採しインドネシアで輸出禁止しているウリン材、マレーシアでも保護種に指定の同材の使用停止を求めていく。

新たに判明したことは公共事業関連に多く使われていたのだ。全国で100箇所近くになる。公共事業での今後の使用停止が先だろう。



◀ 東京都議会屋上ウリンデッキ
(矢印の部分です)

【公共材に多使用! 東京都、ウリン停止を】

今年1月、たまたま東京都議会の屋上ガーデンデッキにウリンが使用されているのを発見。ウリンは、横浜ベイマリーナや東京都競馬場、姫路港、松山空港のほか土木工事や福祉施設、学校のデッキ等に。この公共工事も政府が実施する【公共調達材等は合法材のみ】と反する。

既に東京都は【合法材推進】を決めたと聞き、2月26日、都議会の屋上を視察。やはりウリンを使用! 「すみません、ウータンの西岡ですが、貴庁のウリン材について聞きたいのです」と議会の電話を利用し、その足で、環境局総務部企画調整課を訪問。

担当者の方は「ウリンが違法材ともインドネシアが輸出禁止になったことも知りませんでした。議会屋上の設計は環境局です。5年前に発注・施工しました。どうでしょうか、？」と。

西岡は「私たちも輸出禁止と判明したのは昨年秋です。施工したものは大事に使ってください。07年からの発注は停止するようにしてください」と東京都に今後の使用停止を申し入れた。

(今回違法材停止国際キャンペーンは無しです)

2007 違法伐採対策推進国際セミナー参加報告

相楽美穂

昨 2006 年 4 月の改正グリーン購入法施行によって、木製品の合法性・持続可能性証明に対する業界・行政関係者の取り組みが必要となりました。社団法人 全国木材組合連合会（全木連）は、2006 年度から林野庁の委託事業として、違法伐採総合対策推進事業をすすめており、この事業の実施機関として国内の関連業界、NGO（森林・消費者団体）、研究者によって構成された違法伐採総合対策推進協議会を設置しています。

今年 2 月 26～27 日に東京ビッグサイトで全木連主催『違法伐採対策推進国際セミナー 2007 in 東京：日本の木材調達政策に対する世界の対応』が開かれました。これは、違法伐採総合対策推進協議会が実施機関となって、法改正の内容を着実に実施していくため、内外に、このあらたな制度への理解を求めようと開かれたものです。

セミナーには、日本への主要な木材（・木製品）輸出国 7 ヶ国の政府関係者や関連業界の担当者が招かれ、日本を含む各国の合法性証明の取り組みについて講演があった後に、日本の木材需要者を交えてのパネルディスカッションが行われました。また、ポスター会場では、招待講演者をはじめとするポスター出展者への個別の質問を受け付ける時間が、休憩中に合わせて 3 時間ほど設けられました。会場には、業界、政府、NGO、大学・研究所などから 250 人近くの人が集まり、熱心な議論や、意見交換が行われました。

セミナーの内容を簡単にご報告します。

第 1 日目午前中は、違法伐採総合対策推進協議会代表 大熊幹章氏、農林水産大臣 松岡利勝氏による挨拶のあと、ITTO 事務局次長 Amha bin Buang 氏・林野庁木材貿易対策室長 森田一行氏による基調講演が行われました。

松岡氏は、今後の違法伐採対策に向けた日本政府の強力な姿勢を表明しました。ただ、松岡氏自身、数々の疑惑が取り沙汰されていることから、環境 NGO としても今後の氏の動静に目が離せません。Buang 氏からは ITTO のこれまでの対策の概要が、森田氏からは法改正の背景と内容、今後の課題について、それぞれ説明がありました。Buang 氏は、「ITTO は今後、あくまでも熱帯材貿易の発展のためではあるものの、FoE Japan、GEF とともに認証木材・合法材の需要拡大に向けたプロジェクトを始める」ことについて触れました。

日本の林野庁は、「合法性証明の判断基準として、(1)森林認証・CoC 認証、(2)関連団体による自主的な行動規範に基づく認定、(3)個別企業の独自の証明の 3 つを例として提示しており、2006 年 12 月現在の日本側の体制としてはすでに、(1)の取得事業所は FSC と SGEC 合わせて 400 以上、(2)については、19 の中央団体が 382 事業所を認定、104 の地方・県単位の団体が 2,858 事業所を認定している」と発表しました。このように、日本国内での体制は整いつつあるようですが、合法性を実際に証明していく際の今後の課題として、森田氏は、「合法性や持続可能性の定義の明確化、これらの証明方法の透明性確保、問題の多い輸入材と問題が少ないであろう国産材を区別せずに適用が可能な対策のあり方、などに取り組む」必要性を挙げました。これだけでも前途多難ですが、森田氏はこれまで、違法伐採対策の具体化に向けて、ときには木材関連業界と環境 NGO とのあいだの溝を埋めながら、にこやかに、そしてパワフルに活躍してこられました。異動があるのではと心配なところですが。

午後と二日目の午前中は、合法性証明のための、各国(地域)の取り組みが紹介されました。マレーシア・サラワク州の STIDC (Sarawak Timber Industry Development Corporation ; サラワク木材産業開発公社) 認証システムについて STIDC の Datu Haji Len Talif Salleh 氏

より、インドネシアのBRIKについて林業省生産管理総局のHadi Daryanto氏より、パプア・ニューギニアの木材輸出監視システムについてSGSのBruce Telfer氏より、中国の木材認証制度について中国林業科学研究院の陸文明氏より、それぞれ報告がありました。

二日目の報告者は、木材表示推進協議会の角谷宏二氏（日本の合法木材供給者認定システムについて）、極東木材輸出協会のAlexander N.Sidorenko氏（ロシアの極東木材輸出協会業界認定システムについて）、木材製品輸出振興会のCarl-Eric Guertin氏（カナダ・ケベック州のQ-Web監視追跡システムについて）、全米林産物製紙協会（AF&PA）のMichael Virga氏（米国の森林認証システムについて）でした。

講演者は、事務局からの共通の質問事項に事前に回答することが求められていて、その内容に沿うかたちで報告が行われました。質問事項とは、伐採時点の合法性を確認する仕組み、持続可能性を確認する仕組み、分別管理の仕組み、今後の課題です。

合法性や持続可能性の定義については今後、議論を深めていくこととして、これら合法性・持続可能性の確認作業は、公務員もが違法伐採に関与しているとの疑いが指摘されている中では、関係当局から独立した第三者機関が厳格に行う必要があるのではないのでしょうか。しかし、森林認証の分野でそのような仕組みとしてあらゆる立場からその信頼性を評価されている制度としては、FSCが、報告された国すべてにおいて若干の森林認証を行っている以外に、みるべきものがないのが現状といえます。なお、MTCC[マレーシア木材認証協議会]による森林認証は、森に住む先住民族の権利を侵害しているとして、環境NGOからの厳しい非難に曝されています。

サラワク州のSTIDC、インドネシアのBRIKをはじめとして、いずれも森林・木材関連業界の団体、あるいは政府関連機関であって、独立した第三者機関ではありません。中国の場合は、政府により認可を受けた第三者機関による制度を開発中とのことで、今後の動きに注目する必要があります。

パプア・ニューギニアについては、輸出向け丸太の合法性証明業務を、海外の検査会社であるSGS（本社・スイス）に全面的に委託しており、しかも、今回の報告は驚くべきことに政府関係者ではなく、SGSの担当者によるものでした。SGS社は、森林以外の様々な分野での検査・検証、試験、認証審査を請負っている、145ヶ国に1,180の事務所と321の研究所を持つ大会社で、ロシア極東地域でも合法性確認業務に従事しています。一方、マレーシア・サラワク州ではオーストラリアの民間企業と手を組み、インドネシアでもEU諸国など主要輸出国とのパートナーシップのもとに、制度の充実を図っていくとのことです。これらの木材産出国では、先進諸国の政府・民間会社からのなんらかの支援がなければ、合法性を証明する自国内の制度の確立は難しい、といった深刻な状況が続いていることがよく分かります。

こうした問題は別にして、合法性証明のシステムが効果的に運営されていると思われるのが、パプア・ニューギニアでのSGS社による仕組みです。パプア・ニューギニアは、1980年代に森林・木材業界に蔓延していた不正によって税収面での損失が深刻な問題となったことから、1991年に森林法をあらたに制定して1995年からSGS社に丸太輸出のモニタリングを委託しました。SGS社によるモニタリングシステムは、森林省が把握した合法的な施業者によって伐採されたすべての丸太に貼り付けられたバーコードタグをもとに、船積み前に丸太の合法性を現物検査する、というものです。この12年のあいだ、西パプアでは中国への密輸が問題になっていたのに対して、パプア・ニューギニアからの盗伐・密輸はなく、政府の収入は増加したとSGS社の担当者は報告しました。ただ、このシステムの対象物品に、（パプア・ニューギニアからの輸出は丸太が圧倒的に多いとはいうものの）加工品が含まれていないことは、担当者も指摘するように、今後の検討課題でしょう。さらに、「合法性」の内容を、森林管理の段階にまで拡大させること、加えて生物多様性や労働者の権利など様々な関連法令をも含める必要性と、そして、定義も曖昧な「持続可能性」の証明を具体化する必要性について触れて、報告は締めくくられました。

この「持続可能性」については一般に様々な立場から多様な定義付けがされていますが、報告者が発表した定義も、「合法性」のそれよりもさらに幅のあるものとなっており、要旨集の記入欄には無回答もみられました。日本政府も、「持続可能性」を適格に定義していません。しかし、「持続可能」な木材の利用に至る最初の段階が、「合法性」証明のシステムの確立にあることは、誰もが認めるところと思われます。

最後に、日本の需要側として、住友林業株式会社、コクヨファーニチャ株式会社、アスクル株式会社の担当者が加わって、パネルディスカッションが行われました。需要側はそれぞれ、違法行為への加担を避けようと、情報収集・制度構築に力を入れていると見受けられましたが、流通経路が長すぎることから合法性確認のための遡及に限界があること、輸出国の認定システムが未整備なために合法性の内容を拡大解釈せざるをえないこと、認証取得林が不足していること、認証取得に多大な労力とコストがかかっていることなど、戸惑いも聞かれました。これらのなかには、産出国側に直接向けられるべき要望が含まれていますが、しかし需要側企業にも、合法性証明の義務化というあらたな制約をバネにして、これまでとは異なったビジネスの方法を編み出すなかで、これらの問題を乗り越えていくことが求められていると思います。そして、それが「持続可能」な木材の利用に沿うものであれば、そのビジネスは長く継続可能となるでしょう。また、どの森林認証システムを選択するかに関して、顧客からの要望次第だとの発言が需要側企業からあったことは、買い手、とくに最終消費者も、企業のあり方を方向付ける当事者であることを示唆するものといえるでしょう。

会場からも発言がありました。FoE Japanの岡崎時春氏は、FoEの取り組みを紹介しました。FoE Japanでは、4年前から「公正な」木材のマーケットをつくろうと【fair wood キャンペーン】を展開していますが、このキャンペーンのうち、行政によるグリーン調達とは今回の改正グリーン購入法施行によって実現し、民間によるグリーン調達については、ITTOのプロジェクトとしてインドネシア・マレーシア日本とのあいだでサプライチェーンのモデルケース構築を試みることであり、そして“fair wood”を商標登録したことが報告されました。また岡崎氏は、環境NGOは「木を切るな」と言っているわけではなく、生態系や先住民の権利などに配慮してその方法や程度を考えて欲しいと訴えているのだと、業界に向かって強調されました。

岡崎氏にも、パネリストとして壇上でいろいろと発言していただきたかったと思いましたが、今回のセミナーには、業界関係者の取り組みを十分に報告してもらおうとの意図があったのでしょう。その意味では、セミナーは成功であったと思います。

主催者から、「セミナーまとめの発言」が配布されました。末尾に「このセミナーから、世界中のGoho-woodのネットワークをつくろう」とのメッセージがありました。

ラミン調査会とウータンとしては、樹種表示の義務付けを10年以上前から主張してきた奥村知亜子さんを中心として、合法性を判断する前提としての樹種表示を各方面に訴えていきたいと考えています。それが、Goho-woodのネットワークづくりに少しでも役立つのではないかと思います。



▲ インドネシア政府報告

【インドネシア、湿地林破壊等でCO2大排出】

06年11月、ナイロビで開催の温暖化防止会議COP13に、国際湿地連合やオランウータン保護団体は、インドネシアはCO2排出の世界3位にと報告。恒常的な大火で二酸化炭素排出14億トン、違法伐採・大農園開発で泥炭湿地林からの分解でCO2は6億トン、計20億トン。アメリカ、中国に次ぐCO2排出国と指摘。EU等のCO2削減政策を台無しにすると。2002年に13-40%発生と既にノッテンガム大教授が指摘していた。

(資料: Wetland Inter や豪州オランウータン・プロジェクト、BOS、国連等より)

【インドネシア破壊で2020年に森林は10%】

インドネシア林業省は違法伐採等が横行し、同国の森林はこのままでは2020年に10%になると警告。違法伐採・火災対策が急務と。カバン林業相、環境相や政府高官は06年9月から同国各地で違法材・火災停止等訴える。

(資料: 06年8月29日アンタラ通信、9-12月 Jakarta Post など各誌より)

【インドネシア・各国立公園で違法伐採停止】

ウータン前号で伝えたタンジュン・プティン国立公園の違法伐採大半停止の他、インドネシアのセバングウやマウス国立公園の一部で06年夏以降に一部で違法伐採が停止開始。

(資料: WWFインドネシア等HPより)

【中国、国内伐採制限で隣国の違法伐採】

06年10月末ヘラルド・トリビューン誌は、中国の98年の国内伐採制限で企業はビルマ、ラオス等で違法伐採行い、東南アジアの違法貿易も促進と。国連・高橋氏も同様に指摘。

【サラワク州、木材合法制度実施へ検討】

06年11月、日本の木材合法制度の波及等でマレーシア・サラワクも渋々日本と木材のグリーン化合意。本当に実施? (the Star 誌)

【中国初のG政府調達開始、メルバウ工場増】

06年11月22日、中国は初めての「環境マーク製品政府調達リスト」を発表。それに14製品としてフローリング材、家具等3種含むとするが、一方インドネシア西イリアンに、フローリング、家具用のメルバウ材等の工場建設に10億ドル拠出すると。メルバウは同地で違法伐採され、インドネシア林業相は「丸太・製材輸出を禁止している。植林材でないダメ」と。(資料: 06年4月 Business and Investment 誌、フェアウッドニュースより)

【豪州、違法材多いPNG材等停止要求拒否】

11月3日、豪州グリーンピース等が訴えていた違法材が多いPNG (パプア・ニューギニア) 材や東南アジア材の輸入禁止要求に、同政府は拒否。「包括的禁止は合法生産された製品を使用する消費者権利を否定する」と。一方ニュージーランドは12月10日、合法材の政府調達の義務化・持続可能材使用へ強化。(資料: Gピース豪州、フェアウッドニュース)

【WWF、違法貿易で日本2位、英国3位と】

WWFインターはEU、米国、日本、中国等17カ国の木材輸入を調査し、違法材輸入1位は中国(10%強)、日本は輸入量の約6%(530万m3)、3位は英国で320万m3と発表。

(資料: WWFのHPより)

【EIA等、英国市議会にメルバウ停止要求】

2月、英米NGO・EIAとTelapakは、英国グラスゴー市画廊再開に違法材メルバウ使用を中断へ停止申入れ。06年10月末、ラミン材をワシントン条約保護種1にとPR。(資料: EIA、newbuilder.co.uk ニュース)

【インドネシア、EUと合法材貿易推進をと】

07年1月8日、インドネシア林業相とECで合法材利用推進の森林法・貿易を表明。

(EC-Indonesia FLEGT ニュースルーム)

「アジアの森林保全を問う」

2007. 3. 3

講師 高橋 漢さん

植林ブームだ。しかし、現地の植生と異なる単一種の栽培など「森林保全」とはいえないものも多い。

現地を一番よく知る元サラワクキャンペーン委員会のメンバーで、国連地域開発センターに勤めておられた高橋漢さんに、「アジア太平洋の森林状況の潮流とNGO活動の今後」をお話いただいた。4月からは、ベトナムで水環境保全プロジェクトの仕事をされるという。

森林とは？

世界の森林の減少率を表わすとき、森林の質は問われない。面積 0.5ha・樹高 5m 以上で、樹冠が土地のわずか 10%以上を覆えば、原生林を破壊するプランテーションも「森林」と認める。

アジアでは「増加」に転じているが、これは中国・ベトナムの大規模植林によるもので、東南アジアでは減少。

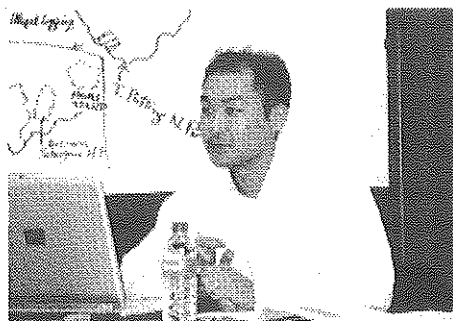
欧米・日本は増加。「木材輸入国で森が増える」という皮肉な事態がある。アフリカなど熱帯林は減少。

アジアの森林の主な潮流

- * 森林管理の地方分権化
- * 伐採からプランテーションへの大きな流れ
- * 私企業の活動などによる私有林の増加
- * 従来は北→南への投資だったものが、南→南という形に変化。

「植林はいい」？

森林保全目的の植林は約 1 割で、残りの 90%は生産目的。つまり農業に近い、



▲ 高橋 漢さん

「樹林プランテーション」だ。その 4 割が東南アジアにある。

「伐採」自体は減少。これからは（生産目的の）「植林」に注目すべき。

中国では「退耕還林」といって、2000～2005年に年間 150 万 ha 植林予定だ。ベトナムでは 50 万 ha、ラオスで 1 万 ha。

木材、オイル等を目的の「植林」はアジア各地で急増。「アジアで森林が増えた」というのは「天然林が減り、人工林が増加した」と考えていい。

各国事情

1. ビルマ

軍・反政府グループ・隣国資本などが入り組んだ違法伐採のため、危険で誰にも止められない。

中国での伐採禁止による雲南省の失業者が流入している。地元民は立ち退きをせまられるか、伐採労働者に。

2. カンボジア

94 年からコンセッション制度を導入。コンセッションの出しすぎ（汚職）で、97 年には、50 万 m²との勧告されたのに、400 万 m²伐採があった。

低地での人口過密や土地略奪のため、貧困層が高地の森林へ移動し、先住民とトラブルに。

3. ラオス

ベトナム戦争では、ベトナム以上に空爆され、森林消失。今でも不発弾が沢山あり、また政府が伐採禁止地区を設けているため伐採は少なかった。

近年、ゴム・アカシア・ユーカリなどのプランテーション拡大。意思決定する県は人材不足で、プランテーション企業の提案を判断する専門家がいな。中国・ベトナム・日本の企業が投資契約または提案中。

4. マレーシア・サラワクでの日本企業

アカシア植林～DAIKENのホームページに『海外植林活動を通じた地球環境保全への貢献』とあるが、地元住民への事前協議がなく、(現場は協議しなかったが、森林局が拒否)抗議を受け、裁判中。

5. フィリピン・ミンダナオ

2001年で約2万haの油やし農園。マレーシアが油やし農園開発の投資促進に合意。地元のココナッツ農民からの抵抗がひろがる。

6. パプア・ニューギニア (PNG)

97%の土地が地元民所有という特異な環境。森林開発には地元の許可が義務付けられているが、実は政府・企業が内容を決めてしまい、住民に不利な内容となる。

マレーシアの伐採企業の資本が流入、伐採と油やしプランテーションが拡大し、住民との対立が深刻に。

日本の木材輸入

戦後植林したものが育つまで、と外材を輸入したが、価格競争に負け、自給率は95年の94.5%→2000年には20%を下回る。

「木づかい運動」などのおかげで、05年には20%にもちなおした。

丸太・製材輸入は減り、紙原料のチップ(日本にてパルプに加工)が世界で1位に。これが樹木プランテーションにつながる。

(丸太輸入1位は、自国内採禁止にした中国、2位がインド、日本は3位。製材と木質パネルは米国1位、日本は2位)

これから

森林問題は保全vs利用という、今までの見方だけでも不十分。

誰の所有か、誰がが利益を得るかがより重要。保全と同時に、地元民の利用をどのように確保するか。たとえば・・・

国立公園は環境には良くても、先住民を追い出していないか？

利用・保全が地元住民の生計を脅かさない、という大原則に立つこと。

日本のNGOのすべきこと

プランテーション問題は、日本の消費だけを追っても不十分。(中国などの大市場がある)

マイナスを是正する活動と同時にプラスを促進する活動も大切。

地元民のエンパワメントが極めて重要。

地元民がしっかり森林管理をやり、政府に認めさせると伐採されにくい

世界遺産の周縁 (1) ——ムルは誰の土地か？

佐久間 香子 (北海道大学大学院文学研究科)

E-mail: kyokokyoko614@hotmail.com

あの山の名前は 'Gunung Mulu' なんかない、私達は昔から 'Teccu' Ubong' と呼んできたんだ。なのに、よそから来たやつらはみんな「ここはプナン (Penan) の土地」だというんだ。みんな「プナン、プナン、プナン」って——。

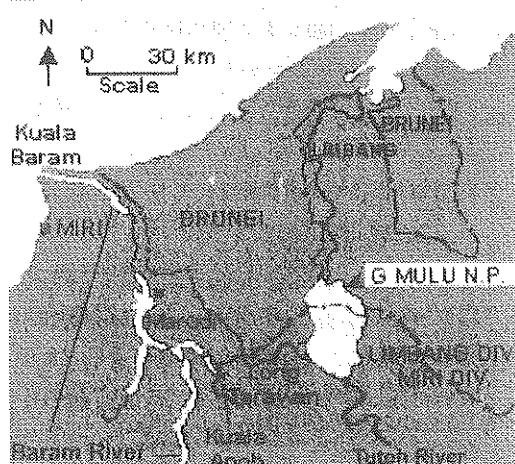
あるブラワン人 (Berawan) の男性が遠くに見えるムル山を指差して私に語った言葉である。'teccu' / 'tecco' とは、この地域に住むブラワンの言葉で「山 ('gunung' は マレー語)」を意味する¹。

彼が嘆くように、事実グヌン・ムル国立公園 (Gunung Mulu National Park ; 世界自然遺産) での解説や、ブルーノ・マンサー (Bruno Manser) の著書『Voice from the Rainforest: Testimony of a Threatened People』²、そのほか多くのガイドブックでも「ムルの先住民としてのプナン」と紹介されており、そこに「先住民としてのブラワン」の存在は確認できない。にもかかわらず、それを断固と否定するブラワンと言う人々がそこいる。

「騙されたら騙されたでいいから、いっちょこの人たちの話を聴いてみるか——」、ふとこんな風に思ったのが、私の修士課程における調査の始まりだった。

サラワク州北東部、ブルネイに隣接するサラワク州内最大 (52,866ha) のグヌン・ムル国立公園は、北はマダラム川 (Medalam River ; リンバン省 [Limbang Division])、南はトゥトー川 (Tutoh River ; ミリ省 [Miri Division]) をその境界として2つの省にまたがっている (右地図参照→)。

年間平均降水量 5,000~7,000mm と1年をとおして雨の多い地域であり、雨



¹ 私は言語学も音韻学をまともに学んだことはない。ここで採用した現地語表記は、私のフィールドノートに殴り書きした単語を、調査中に出合ったドイツ人言語学者・ユルゲン氏 (Dr. Jürgen Burkhardt) に訂正していただいたものである。

² 日本語版は未確認だが、英語版では pp.203-204 にこうした記述がある。この本は、日本語以外にも何ヶ国語にも翻訳・出版されて世界中で広く読まれている書物であることも重要であろう。

³ ただし、'Local People' としてブラワンが登場することはある。

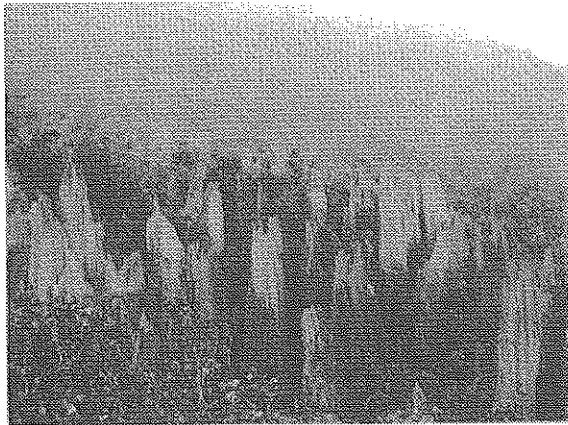


写真1 アピ山 (Gunung Api) 山頂から見えるピナクル
※写真は全て 2006 年筆者撮影

による大規模なエクスペディションと、その調査結果に基づいた公園の「管理・開発計画」がまとめられるまで、公園が一般に公開されることはなかった。1984年に一般開放された当時、公開されていたのはディアケープ (Deer Cave) とラングケープ (Lang's Cave) のみに限定されていた。現在は、先にあげた2つの洞窟に加えて、クリアウォーター・ケープ (Clearwater Cave) ウィンド・ケープ (Wind Cave) の4つが通称ショウ・ケープ (Show Caves) と呼ばれ一般の観光客に開放されている。中でも、夕方にディア・ケープから一斉に竜のようにうねりながら飛び立つコウモリの姿は大変有名で、観光客の多い7~8月にはビュー・ポイントが観光客で埋め尽くされる。そのほかにも、2005年に世界遺産登録記念⁶として造られた世界最長のキャノピー・ウォーク、むき出しの石灰岩がそびえるピナクル (the Pinnacles; 写真1)、そしてピナクルを経由してリンバン省まで進むジャングル・トレッキングツアー (通称 ヘッドハンターズ・トレイル [Headhunter's Trail])、国立公園本部からムル山のサミットまでジャングルの中を往復するコースなど、少々過酷なアトラクションがいくつもある。

100年以上も前から多くの科学者達を惹きつけ驚かせてきたこの地域の大自然は、2000年には世界遺産となることによって「人類共通の宝」となると同時に、世界中の観光客 (特に欧米のエコ・ツーリストたち) のデスティネーションとして再発見されることとなった。現在では、国内外から観光客も含めて年間約2万人がグヌン・ムル国立公園を訪れている。

だが同時に、ムル (以下、「公園およびその周辺地域」を指す) は公園周辺に住まう2つの先住民族が互いの「生活の場」をめぐって緊張関係にある空間でもある。現在ムルには、

季/乾季の区別はあまりはっきりとしていない。国立公園の名前にもなっているグヌン・ムル (ムル山) は州内で2番目に高い山として知られている。この国立公園の特徴は山の高さよりむしろ、石灰岩で形成された地形・地質と世界最大規模の洞窟システムであり、世界遺産リストへの登録基準をすべて満たすなど、IUCN⁴ からの評価は高い。

ここが国立公園となったのは1974年のことである。だが、1977~78年にかけて行われた英国地理学会 (Royal Geographical Society)

⁴ 世界自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) のこと。

⁵ 正式名は "Gunung Mulu National Park: A Management and Development Plan" (1982)。

⁶ 実際に世界自然遺産リストに登録されたのは2000年12月。

言語も生活様式も異なるブラワン人とプナン人の先住民コミュニティが公園本部を中心としてメリナウ川 (Melinau River) 沿いで暮らしており、公園内を遊動しているといわれているプナンを除いて、公園周辺には 1,500~2,000 人が居住している。そして、その多くが直接的・間接的に観光に従事することにより現金収入を得ているが、その一方で狩猟・採集・農耕 (陸稲, トウモロコシなど), 漁撈も重要な生業として継続されている。つまり、既存の複合的生業活動サイクルの一部に「観光」を取り入れた労働形態をとっているのである。

ここで大雑把に (乱暴に) 両者を紹介してしまえば、プナンは州政府によって国立公園に隣接して設置された定住村バトゥ・ブンガン (Batu Bungan) に定住する以前は、狩猟採集を生業として熱帯雨林の中 (現在、国立公園に指定されているエリアの内外を含む広域エリア) で遊動生活をしていた人々である。他方のブラワンは、国立公園における観光産業への従事を主な目的として、下流のロング・テラワン (Long Terawan) という村から段階的に移り住んだ人々である。このブラワン・コミュニティはこれまでも、バラム河 (Baram River) 流域を中心に居住地を転々とする過程で、近隣諸民族に対する境界侵犯や混雑により、コミュニティの再編成を繰り返してきた歴史がある。付言すれば、プナンとブラワンが現在のように隣り合って定住し、日々顔を突き合わす場所 (ないし空間) は、国立公園が設置される以前は存在していなかった。

観光との関わりから両者を見ると、以下のようにまとめられる。ムルにおける観光産業への従事のありようは、プナンとブラワンで明確な相違点がみとめられる。同国立公園が雇用する従業員 (総勢 72 名) の多くがプナンやブラワンといった地元住民であり、その内訳は 2006 年 11 月現在、ブラワン 35 名 (約 49%), プナン 17 名⁷ (約 24%), その他 20 名 (約 27%) とブラワンが約半分を占めている。また、ライセンスを取得して正式に国立公園と契約しているボート・ドライバー⁸ は 29 名おり、その内訳はブラワン 11 名、バトゥ・ブンガンに住むプナン 11 名、ロング・イマン (Long Iman) に住むプナン 7 名である。また、国立公園スタッフや就労移住者を除いた地元住民のガイドはブラワンのみである。観光客向けロッジを開業した/しているのも、飲食店の経営も、車でのトランスポーターもや



写真 2 観光客に鼻笛を吹いてみせるプナン女性 (バトゥ・ブンガンの土産物市にて)

はりブラワンしかおらず、そこにプナンの姿はない。そんななかで、ボート・ド

⁷ プナン従業員の数には、トゥットー川上流にある別のプナン定住地ロング・イマンの住民も含まれている。

⁸ ショウ・ケーブ探検やピナクル登山等、ムルのメジャー・アトラクションの多くは国立公園本部からメリナウ川を上っていく必要があるため、ボートでのトランスポート・サービスが不可欠である。

ライバー、日用雑貨店の経営には多少のプナンの参画が認められるが、観光でのプナンの目立った活動といえば、毎朝定住地で開かれる土産物市ぐらいである（写真2）。

このように書くと、プナンのムルにおける本来の先住者であり、後からやって来たブラワンはグヌン・ムル国立公園での観光産業で稼ぐために、ありもしない権利（先住民慣習権など）をでっちあげて、そのプナンから「生活の場」と「現金獲得の手段」を奪い取った野蛮な「侵略者」である、という図式ができあがる。また実際に、バトゥ・ブンガンに住むプナンもブラワンについてこれと同じように語る。しかし、ことはそう単純ではない。

このような図式はプナンの側からすれば「正しい」ことになるのだが、ではブラワンは批難の対象でじかないのだろうか？みんなが一致団結してウソをついているのか？

1970年代に最盛期をむかえたサラワク州の森林伐採は、80年代に入りこの地域も伐採の対象となった。これに対してプナンの人々は80年代後半、「生活の場」としての森を守るために道路封鎖をおこなった。プナンの林道封鎖を中心とする抗議活動には、ブルーノ・マンサーの活動やグリーンピース（Greenpeace）などの国際的環境NGOの関与、「インターネットを通じたグローバルな市民社会との接続という特徴が顕著に見られる」⁹。こうした海外からの圧力は、州政府に大きな産業の転換を迫ることとなった。そうして注目されたのが、サラワクの「生物の多様性」と「文化の多様性」を消費の対象とする観光産業へのシフトだった。

多数の逮捕者が出る一方で、プナンはこうした抗議活動を通して「開発や定住に抗する先住民族」あるいは「弱者として翻弄される先住民族」というイメージが付与され（／獲得し）てきた。林道封鎖を中心とするプナンの抗議行動を重く見たサラワク州政府は、それを懐柔しながらムルを国立公園、そして世界遺産にして観光開発をおしすすめた。それを可能にした戦略が、ほとんど世界（どこかサラワクにおいても）知られていない「ブラワン」という少数民族の存在を政策上無視することだったのではないだろうか？これは

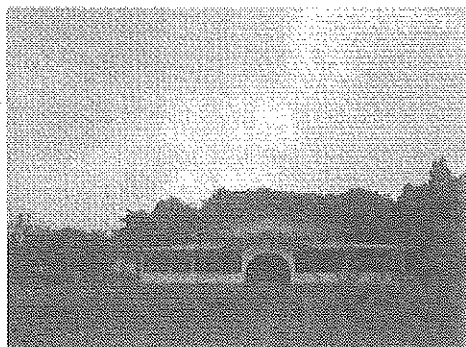


写真3（左） ムルにあるブラワン・コミュニティのS.I.B (Sidan Injil Borneo)の教会

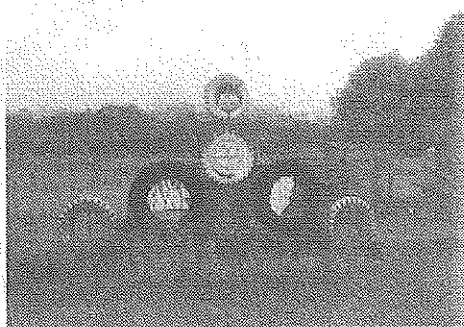


写真4（右） 教会の正面ではなく、裏手の川沿いに立つ教会の看板。

⁹ 奥野克己（2006）『帝国医療と人類学』、春風社、p.138。

やや暴論かもしれないが、ムルにおいては、一見するところブラワンの方が中心として観光から恩恵を受けているように見えても、先住民慣習権や土地権など、政治的なものに訴える力や交渉力、国際的知名度と影響力はプナンのほうが優位にあるのである。

ここで争われているのは単にどちらが先に住んでいたか、ということではないし、先住民慣習権だけの問題でもない。両者が勝ち取ろうとしているのは、ムルを自分たちの「生活の場」として認められることなのである。現代のサラワクの先住民が、慣習権の対象となるような狩猟採集や漁猟、農耕だけで生計を立てているわけではないことは今や周知の事実である。目的が生物多様性の保全であろうが観光開発であろうが、慣習権さえ認めてやれば（それすら認められないのが現実だが）どこでも容易に（地元住民とのいざこざ無しに）国立公園に指定できるわけではなからう。

プナンは絶滅寸前の「希少保護動物」なんかではないし、ブラワンは単なる「侵略者」ではない。ブラワンのように、川を伝って「よりよい生活」を求めて移住を繰り返してきた人々は、ボルネオにおいて珍しくもなんともないし、その過程における境界侵犯、首狩りもやはり各地でおこなわれてきたことである。事実、この地域のプナンにとってブラワンが恐れられる存在であるのと同様に、聞き取りから分かってきたことは、ブラワンにとってはイバンが畏怖の対象であったのであり、イバンがやってくるということは村の全滅を意味したのである。また、詳細を述べるには紙数があまりにも足りないので大まかに書かざるを得ないが、プナンとブラワン両民族の関係は、少なくとも国立公園設置前は、定期的に物々交易、ブラワンの焼畑農耕における労働の交換（プナンが収穫を手伝う代わりに、収穫したコメの一部を分けてもらう、など）をおこなっており、互いを「敵」ではなく「パートナー」としてみなしていたことが聞き取りからみえてきた。

こうした背景と切り離して、こんにちのムルにおけるブラワンの移動を「侵略」として語り、プナンをその「被害者」として語ることに問題はないのだろうか？そこに隠滅されるのは、「開発」という外圧のインパクトであり、それを推し進めてきたサラワク州政府やODAなどの援助を通して間接的に関与してきた諸外国の責任ではないか？

ムルにおける観光研究や熱帯雨林の開発と先住民の研究のなかで、ブラワンに関する研究がほとんど全くといっていいほどなされていない。しかし、プナンがブラワンを「侵略者」して語る時、ブラワンもプナンを語るのである。たとえブラワンがプナンにとっては「侵略者」であったとしても、ムルの「いま」「ここ」をみたとき、両者が同じ空間に生きている否定しようのない事実がある以上、この社会空間の生成過程やプナンとブラワンのインタラクティブな関係性に注目する必要がある。それなしに（少なくともムルにおいて）、サラワク州政府が掲げる‘Community-based Tourism’も生物多様性の保全ただの絵空事にすぎない。

■次回は、ブラワン・コミュニティの概要や歴史について報告します（たぶん）。

シネマ「不都合な真実」 主演:ゴア元副大統領



ゴアさん 自分たちの家の
電気がいいはいいって
いると新聞でたてられ
苦しい井明はましたわ。

ユーモラスな語り口だが、深刻だ。科学的事実と、個人的な体験をおり
ませ、温暖化の真実を描く。

「父はタバコを栽培していた。『肺がんの危険性は証明されていない』と
いうタバコ産業のPRを信じて。そして、十代で吸い始めた姉は肺がんで
死んだ。…『温暖化は証明されていない』という人々がいる。特に給料が
かかっていると、『不都合な真実』を忘れやすくなるものだ」

消える氷河や山の雪、溶く大地。極地の氷が溶け、海流を変える。地球
の歴史上例のない、温度の急上昇。ショッキングな映像だ。

以前、「子や孫の時代のことまで責任は持てない。未来の人に任せる」
と言う人がいた。が、洪水・旱魃・ハリケーン・伝染病・環境難民の発生…。
今、世界中で起きている大規模災害が映し出される。

絶望せず、世界中をめぐる調査し、人々に語りかけるゴア氏、「今から
行動を変えよう」「燃費のいい車に」「環境にいい企業の商品を買おう」

カエルを熱湯に入れると飛び出すが、水から徐々に熱すると、逃げず
に死んでしまう。カエルにならないために、レジ袋断ってますか？

本『竹の民俗誌 日本文化の深層を探る』

沖浦和光著 岩波新書 1991刊

ヤマト王朝と卑人と竹の関係は？竹の霊力とは？
竹細工をめぐる「聖」と「賤」？
近頃、竹の布や竹炭、竹酢液、箸など、少し見直され
てきた身近な素材だが、昔は日常の道具から、紙や
薬まで、さまざまに活用されていた。

世界の竹の生態から、日本の歴史・文化まで、興味
の尽きない一冊。

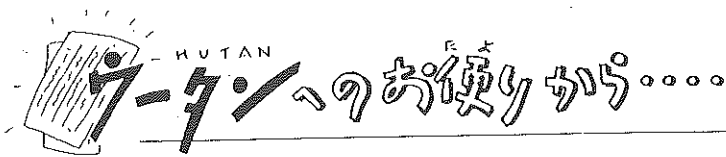


『あなたが世界を変える日』セヴァン・カリス・スズキ著

12歳の少女が環境サミットで語った伝説のスピーチ

ナマケモノ倶楽部編・訳 学陽書房 2003年刊

各国首脳たちが涙を流し、「不愉快な真実」のアル・ゴアが、
ゴルバチョフが、かけよって、サミットで一番すばらしいとほめ
たたえたスピーチ。まっすぐな言葉が胸をうつ。日系カナダ人
の一少女が、なぜ国際会議で話すことになったのか。成長し
た彼女自身が語る。高学年から大人まで読める。
(ナマケモノ倶楽部は、環境・文化・エコビジネスの融合を目
指すNGO)



2006年度決算

収入		支出	
繰越金	489,468	会報製作費	201,600
会費	299,000	送料	80,005
カンパ	578,518	事務所家賃	144,000
物品販売	7,500	講師謝礼	5,000
講師派遣謝礼	20,000	他団体への協賛金	20,500
地球環境基金(2005年12月~2006年3月)	529,000	資料費	21,000
地球環境基金(2006年4月~2006年11月)	1,069,000	事務費	6,335
その他	47,500	地球環境基金(2005年度分残金)	529,000
計	3,039,986	地球環境基金(2006年度11月まで)	1,069,000
		海外調査補助	100,000
		その他	100,735
		次年度へ繰越	762,811
		計	3,039,986

森の救援基金決算

収入		支出	
繰越金	952,032	裁判費用へカンパ	10,000
カンパ	10,000	次年度へ繰越	952,032
計	962,032	計	962,032

《会費、カンパを頂いた方々》(2006年12月27日~2007年3月12日) (敬称略)

池田光司 伊藤哲男 伊東万千子 井上真 上田真弓 鶴川まき 大亦義郎 笠原英俊 春日直樹 加藤直樹 金沢謙太郎 栗岡理子 小林圭二 小森富美枝 汐見文隆 下山久美子 千代延明憲 津田妍子 恒成和子 寺川庄蔵 中村義明 平野誠 深尾葉子 福永一美 三国千秋(地球の友金沢) 望月敏子 山田光一 吉田千里 米澤興治 (ありがとうございました)

《おたよりから》 (敬称略)

☆いつも御活躍に感謝です。老人で何の手伝いも出来ませんが、森が栄えて動植物が豊かに住めますように今後ともよろしくお願ひします。 1/29 (伊東万千子)

☆いつも満載な紙面ご苦勞様です。(中略)ラミン材の事よかったです。

1/26 (小森富美枝)

☆ラミン材・違法材停止に向けての活動成果に目を見張っています。これからも、ねばり強い活動を続けて下さい。期待しています。 1/26 (千代延明憲)

☆いつも中身のこいウータン、ありがとう! がんばってネ。

1/26 (福永一美)

☆今年もウータンの活躍に期待しています。(後略)

1/29 (望月敏子)

(会計・藤村)

HUTAN ACTION SCHEDULE



◆東京集会◆
6/29(金) PM2:00~4:30

～南洋材～

(仮名) 『売っていいの? ラミン、ナルバウ、違法材!』

【主催】 国際環境NGO・FOE Japan、ウータン他

～ 2007年6月にワシントン条約会議が開催され、ラミンが保護種Ⅰ(全商業取引禁止)へ、違法伐採されるナルバウも保護種へ採択が決定的ですが、今だに日本で販売されています。

【場所】 環境パートナーシップ・オフィス(EPO) Tel. 03-3406-5180

【講演】 Telapak(予定)、ウータン、FOE Japan 他

※同日、夜 一般向け集会も検討中である。仮題「買っていいの? 違法材ラミン、ナルバウ...」

◆大阪集会◆
7/1(日) PM1:30~PM4:00

南洋材

『買っていいの? 違法材ラミン、ナルバウ』(仮名)

【場所】 大阪市立中央青年センター Tel. 06-6943-5021 (JR、地下鉄森之宮)

【講演】 Telapak(予定)、FOE Japan 他 下車西へ徒歩10分)

【主催】 ウータン、国際環境NGO・FOE Japan 他

HP ▶ www.hutang.org/ / E-mail ▶ fwpc3808@mb.infoweb.ne.jp



ウータン・森と生活を考える会

【OFFICE】 〒530-0015 大阪市北区中崎西1-6-36

サクラビル新館308

「関西市民連合」気付

Tel.06-6372-1561

【一部】300円 【年会費】4000円

【郵便振替】00930-4-3880

◎購読希望の方は郵便振替で申し込み下さるか、又事務所までご連絡下さい。

◎ウータン定例会は、毎月、第2、第4火曜日7:00pmより「関西市民連合」事務所にて行っております。